

環境省における対応状況

1. 特区として実施する主な事項

① 再生利用認定制度の基準の特例

- ・ 適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しない廃棄物に関する再生利用認定制度の基準の特例を創設し、廃木材の高炉投入について施設や業の許可を不要とする。

2. 全国で実施する主な事項

① 産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の実施

- ・ 同一の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物処理施設については、届出により、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする。

② 国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置許可の基準の策定

- ・ 施設一般の設置に関する基準とは別に、国立・国定公園特別地域内における風力発電施設の設置に関する基準を定める。

③ 国定公園の公園計画の随時見直し

- ・ 国定公園の保護と適正な利用の観点から、国定公園の公園計画の見直しについて都道府県知事の申出があれば、見直し後5年を経過していない場合でも、柔軟に対応することを通知において明確化する。

④ 国民宿舎の管理運営の民間委託の容認

- ・ 国民宿舎の管理運営の民間委託を容認するため、国民宿舎の設置及び運営に関する通知を廃止する。